

第33回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月25日(水)午後13時25分から14時45分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1番	梶尾 邦広		
委員	2番	高橋 宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷 篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口 秀夫	7番	猿渡万里子
	8番	大原 睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸 章	11番	佐々木孝一
	12番	菊地 匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農業者年金に関する申請について

報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 令和2年度砂川市農業委員会事業計画(案)について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	野田 勉
事務局主幹	安武 浩美
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりました。それでは、これより第33回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。
本日の議事録署名委員は6番 谷口秀夫委員と、7番 猿渡万里子委員です。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは早速、議事に入ります。
報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局説明願います。
報告第1号「農業者年金に関する申請について」次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者年金受給権者口座番号変更届

申請人住所氏名（生年月日）

申出年月日

令和2年2月27日

2. 農業者年金死亡関係届

死亡年月日及び氏名（生年月日）

令和2年2月25日

届出者住所氏名

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長 只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件につきましては、専決処分を含め承認することといたします。
続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局説明願います。

事務局 報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」ご説明いたします。

このたび、提出、報告のありました [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] について、別添1、別添2の農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしましたので、以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件につきましては報告のとおり承認することといたします。

続きまして議案に入ります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」ご説明し、審議を求めます。

貸主	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
土地の表示	田	田	6,230 m ²
	田	田	15,154 m ²
	田	田	99 m ²
	田	田	5,014 m ²
	田	田	14,042 m ²
	田	田	3,828 m ²
	田	田	1,071 m ²
	合計 7 筆		45,438 m ²

契約の内容 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による貸借

契約期間 平成 31 年 3 月 25 日から令和 2 年 12 月 31 日まで

合意解約が成立した日 令和 2 年 3 月 13 日

土地の引渡し時期 令和 2 年 3 月 13 日

この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの通知があったものです。本案件につきましては、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間ですでに確認されていること、後段の農用地利用集積計画による貸借予定であることを申し上げ、審議を求めます。

会長
全員

只今、議案第 1 号について説明がありましたが、質問等ございませんか。
なし。

全員
会長

質問等がないようですので、本案件については承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件につきましては承認することといたします。

続きまして、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。1 番について説明します。

出し手（貸主）

受け手（借主）

受け手の経営面積 田 65,867 m² 畑 49,759 m² 計 115,626 m²

受け手の労働力 1 名

土地の表示 [Redacted] 田 田 5,142 m²
合計 1 筆 5,142 m²

法律関係 売買

譲渡人の申請理由は「長年農地として占有していた占有者に売買するものです。」譲受人の理由は「財務省所有地を農地として占有しているため、今般、北海道財務局から払い下げを受けるものです。」とのことで、作付けは、現在、牧草畑として予定されているところでございます。

申請地は、農振農用地区域外、都市計画区域内の農用地であります。

なお、地区担当の委員さんには確認していただいております。

農地法第 3 条の判定要件についてでございますが、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」は農機具の保有状況、労働力からみて、許可申請に係る農地のすべてについて、効率的な耕作が可能と考えられます。

第2号、第3号の「農地所有適格法人要件」は個人ですので、該当いたしません。

第4号の「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が240日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

第5号の「下限面積要件」は、本申請取得後の経営面積合計は12.07haと、当市区域に定められた1.5haに達しています。

第6号の「転貸の禁止」については、牧草畑として予定していることから問題がないものと考えます。

また第7号の「地域との調和要件」については、[]が隣接する農地を占用され、合せて耕作されており、現在まで占用されていた農地を払い下げるということから問題がないものと考えます。

また、隣接所有者、[]との水利調整など、地域農業者と話し合いを予定されており、今後、[]による砂利採取の計画が予定されているとのことでございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、第1号図を添付してございますのでご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第2号、1番について説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。
会長 質問等がないようですので、本件については許可相当であるとして承認してよろしいですか。

全員 異議なし。
会長 異議なしと認め、本件については許可することといたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、ご審議いただき、ご意見を求めたいと存じます。

土地所有者（譲渡人） []
転用計画者（譲受人） []
土地の表示 [] 畑 畑 560 m²
合計1筆 560 m²

農地の区分 第3種農地、都市計画区域内、農振農用地区域外

転用目的 店舗併用住宅、駐車場、車庫物置、雪積場

転用事由の詳細 譲渡人は「今般、譲受人から当該申請地に店舗（簡易郵便局）併用住宅1棟、車庫物置、駐車場、雪積場等の建設の要望があり、譲渡したいと考え、申請いたします。」譲受人は「現在の住居は家族所有の店舗（簡易郵便局）併用住宅に家族4人で生活しています。家財が多く手狭となりました。店舗は母が経営を行っており、店舗と来客用駐車場が手狭であり、来客に不便をかけていることから、当該申請地を譲り受け、店舗併用住宅1棟、車庫物置、駐車場、雪積場等の建設をしたいと考え申請します」とのことです。

期間 転用許可後～永年

資金計画 事業費 []に対し、借入金（売買案件）

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添3

(議案第3号1番関係)の1ページから4ページまでのとおり、総合意見としては許可相当であると考えているところでございます。

なお、第2号図を添付してございますので、ご参照の上、よろしくご審議願います。

会長 議案第3号について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 会長 なし。

質問等がないようですので、本件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

全員 会長 異議なし。

異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することといたします。

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明し審議を求めます。

1番、2番について説明し、審議を求めたいと存じます。

1番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第31号

公告予定年月日 令和2年3月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	4,070 m ²
	原野	田・畑	5,766 m ²
		合計2筆	9,836 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年3月25日～令和3年12月31日 1年9か月

当事者間の法律関係 賃貸借

2番について説明します。

計画番号 令和元年度貸第32号

公告予定年月日 令和2年3月25日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田・畑	15,202 m ²
	田	田	1,803 m ²
	田	田	2,015 m ²
	田	田	2,402 m ²



畑	畑	385 m ²
田	田	3,438 m ²
宅地	田	826.44 m ²
畑	田	1,342 m ²
田	田	10,733 m ²
畑	田	12,923 m ²
田	田	204 m ²
田	田	1,143 m ²
田	田	567 m ²
田	田	571 m ²
合計 14 筆		53,554.44 m ²

年額

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年 11 月末日までに振り込むものとする。

期間 令和 2 年 3 月 25 日～令和 3 年 12 月 31 日 1 年 9 か月

当事者間の法律関係 賃貸借

1 番 2 番とも、平成 31 年 5 月から 7 か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第 3、4 号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第 4 号 1 番、2 番についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については承認することといたします。続きまして、3 番について事務局説明願います。

事務局

3 番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第 33 号

公告予定年月日 令和 2 年 3 月 25 日

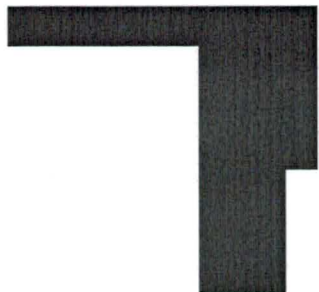
申出者

出し手 (貸主)

受け手 (借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在



田	田	6,230 m ²
田	田	15,154 m ²
田	田	99 m ²
田	田	5,014 m ²
田	田	14,042 m ²
田	田	3,828 m ²
田	田	1,071 m ²
合計 7 筆		45,438 m ²

年額 [REDACTED]
対価の支払方法と期限 指定口座に11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和2年3月25日～令和2年12月31日 9か月
当事者間の法律関係 賃貸借
判定要件についてですが、

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「地域との調和要件」についても、隣接地は、[REDACTED]が所有されており、耕作しています。昨年3月に[REDACTED]で、賃貸借されており、[REDACTED]の健康状態が思わしくないことから、[REDACTED]への1作の賃貸借となったところです。次年度以降については未定であります。

また「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えら、そばの作付けを予定されています。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が200日と、原則150日以上に従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については、前受け手[REDACTED]との合意解約、耕作地の諸条件について受け手、出し手との間で合意されていること。[REDACTED]の所有農地につき問題はございません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第5号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第4号3番についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、4番について事務局説明願います。

事務局 4番についてご説明します。新規案件となります。

計画番号 令和元年度所第4号

公告予定年月日 令和2年3月25日

申出者 [REDACTED]

出し手（譲渡人） [REDACTED]

受け手（譲受人） [REDACTED]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[REDACTED]	田	田	8,429 m ²
		合計1筆	8,429 m ²

総額 [REDACTED]

対価の支払方法と期限 令和2年11月30日までに、譲渡人名義の指定口座に振り込むものとする。

所有権の移転時期 令和2年3月25日

引渡しの時期 対価の支払日

当事者間の法律関係 売買

本案件は、[]の売買の意向に伴い、地域担当の農業委員、改善組合での地域での話し合いが行われ、このたび出し手と受け手との諸条件が整ったことから本件の申出となったものです。

本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、売買による所有権移転に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「地域との調和要件」については、地域担当の農業委員の地域での利用調整、近隣耕作者の[]への売買となったことから問題はないものと考えます。

また「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられます。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が270日と、原則150日以上の従事日数を上回っていることから問題はありません。

「関係権利者からの同意」については、隣接所有者、[]から所有農地、農道の通行等、双方、委員調整により売買について同意されております。また所有されている[]とも、所有地の諸条件についてお話されており問題はありません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第6号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第4号4番についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については承認することといたします。

続きまして、議案第5号「令和2年度砂川市農業委員会事業計画（案）」について事務職説明願います。

事務局 議案第5号「令和2年度砂川市農業委員会事業計画（案）」についてご説明し、審議を求めたいと存じます。

(議案書添付資料に基づき内容を説明)

会長 議案第5号について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本事業計画については決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員 なし。

会長 特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福土事務局長よりお願いします。

事務局 ①議会関連等報告（事務局長）

事務局

②北海道農業会議第 88 回総会（事務局）

- ・日 時 令和 2 年 3 月 19 日（木）午後 1 時 30 分
- ・会 場 第二水産ビル（札幌）
- ・出席者 ー 書面による議決権行使

③令和 2 年度空知農業委員会連合会通常総会（事務局）

- ・日 時 令和 2 年 4 月 9 日（木）午後 2 時 30 分
- ・会 場 岩見沢平安閣（岩見沢）
- ・出席者 会長・事務局長

④参考賃借料の設定について（事務局）

- ・別添 4

⑤農業委員会委員の推薦・募集について（事務局）

- ・期 間 令和 2 年 2 月 25 日（火）から 3 月 25 日（水）

⑥農地流動化アンケートの集計について（事務局）

- ・別添 5

⑦農業委員会だより「春号」の配布について（事務局）

- ・発行予定 4 月上旬頃

⑧活動記録簿の提出について（事務局）

- ・新年度活動記録簿の配布

協議会長
会長
全員

⑨協議会報告

何かご意見、ご質問等ございませんか。

なし

特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 令和 2 年 4 月 23 日（木）午後 1 時 30 分から

会長

これですべての審議が終わりました。以上で第 3 2 回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員